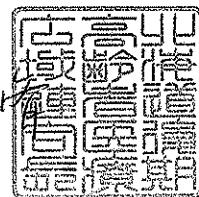


北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年11月21日

北海道後期高齢者医療広域連合長 大場



北海道後期高齢者医療広域連合条例第9号

北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 北海道後期高齢者医療広域連合特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条第5項」を「第203条の2第4項」に改める。

(北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 北海道後期高齢者医療広域連合非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第7号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第203条第5項」を「第203条の2第4項」に改める。

(北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 北海道後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成19年北海道後期高齢者医療広域連合条例第24号)の一部を次のように改正する。

題名中「報酬」を「議員報酬」に改める。

第1条中「第203条第5項」を「第203条第4項」に、「報酬」を「議員報酬」に改める。

第2条の見出しを「(議員報酬)」に改め、同条中「議員に対する報酬」を「議員報酬」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。